

3. 法学部・法学研究科

(1) 法学部・法学研究科の研究目的と特徴	3-2
(2) 「研究の水準」の分析	3-3
分析項目Ⅰ 研究活動の状況	3-3
分析項目Ⅱ 研究成果の状況	3-9
【参考】データ分析集 指標一覧	3-10

(1) 法学部・法学研究科の研究目的と特徴

法学研究科・法学部は、自主・独立の精神を堅持し、法学と政治学において理論的整合性を重んずる基礎的・原理的研究を行うとともに、学問領域横断的な討議と対話を学問的営為の中核に据え、自由で闊達な研究環境の保持に努めてきた。かかる方針を堅持しつつ、近年では理論と実務を架橋する研究も視野に入れ、高度専門職業人の養成に取り組み、専門化し多様化した知識に対する社会的需要の高まりにも対応している。また国際化の進展に対応して、海外の研究者との交流をより一層緊密にし、グローバル・スタンダードを志向する研究を推進する。具体的には、以下のような研究目標を設定している。

1. 法学研究科・法学部において豊富に蓄積された独創的な基礎的・原理的研究の成果を源泉とし、実務家や外国人研究者も交えた共同研究を通じて一層充実させるとともに、かかる研究の成果を先端的・応用的研究と有機的に結びつけ、実務のニーズに応える最先端の理論の開発へとつなげる。
2. 多様かつ独創的な基礎的・原理的研究を深め、併せて国内外の現実的課題に即応すべく先端的・応用的研究活動を推進するため、多様な人材を備え、活発な人事交流を行うことを組織の将来計画の重点的課題として設定するとともに、次代を担う若手研究者の萌芽的・独創的研究を育み支援する体制を整える。
3. 実務及び社会の要請に対応した研究を積極的に展開し、その成果を社会に発信していくために、法政実務交流センター等の役割を一層充実させ、高度専門職業人の養成に応える教育組織を設置するほか、各種審議会への参加等を通じて研究成果を国家・社会施策に生かす努力を重ねる。
4. 研究の中から生まれた実践的知識を現場で働く社会人に提供する場として、市民に公開された講演会やシンポジウム、研究報告会等を定期的に開催する。
5. 国際学会や海外でのシンポジウム等において、情報発信や討議する機会を増やすように努め、海外の大学等と連携しながら、世界的レベルの研究水準を確保する体制を築くとともに、外国人研究者を積極的に受け入れ、多様な共同研究を行ない、これを将来における国際的な研究交流の発展の基礎とする。

このような研究目標を実現するため、法学研究科には、法政理論専攻（博士後期課程及び修士課程）及び法曹養成専攻（専門職学位課程）を置き、法政理論専攻に12講座、法曹養成専攻に6講座を配置して、主な法学及び政治学の研究分野を網羅している。法学系に所属する教員は、公共政策連携研究部等に配置されるものを含めて、すべて法政理論専攻博士後期課程の授業を担当し、法学及び政治学の研究を行う体制を整えている。

また、法学研究科には、附属組織として、国際法政資料文献資料センター及び法政実務交流センターが置かれている。国際法政資料文献センターは、外国の法律・政治に関する一次資料の収集などを通じて研究支援を行うものであり、また法政実務交流センターは、法及び行政等に関する理論と実務を架橋する教育研究を推進している。

(2) 「研究の水準」の分析

分析項目Ⅰ 研究活動の状況

<必須記載項目1 研究の実施体制及び支援・推進体制>

【基本的な記載事項】

- ・ 教員・研究員等の人数が確認できる資料（別添資料 5203-i1-1 ）
- ・ 本務教員の年齢構成が確認できる資料（別添資料 5203-i1-2 ）
- ・ 指標番号 11（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 法学研究科の附属教育研究施設である法政実務交流センターは、法律実務経験の豊富な専任教員や現役の法律実務家及び行政実務家等により構成され、共同プロジェクトを通じて関係機関・組織との情報交換ネットワークを構築している。その活動として、法政実務フォーラムを第3期中期目標期間に計8回開催し、さらに、公共政策大学院と連携をとりつつ中央省庁より講師を招き最新の行政課題や施策の現状を紹介する「霞が関リレー特別講演」を第3期中期目標期間に計31回開催している。[1.1]
- 研究の国際化に対応するため、外国人教員を、常勤の准教授として、2016年度、2018年度にそれぞれ1名採用し、2016年度には、任期付き教員だった外国人教員1名を任期のない教員である准教授に採用した。また、2019年度には、任期付きの年俸制教員として准教授を1名採用するとともに、外国人の准教授を2020年度に教授に昇任させることを決定した。[1.1]
- 研究に専念できる特別の期間（特別研究期間）を制度として設けており、2016年度から2019年度にかけて合計4名がこの制度を利用した。会議出席や授業が免除されるため、半年から1年間研究に専念することができた。[1.1]
- より多くの若手准教授が長期在外研究を円滑に開始できるように、2016年10月に長期在外研究の手続きに関する申し合わせを制定した。その効果もあり、第3期中期目標期間中に、2016年度以前から出国していた者も含めると、合計8名の准教授が2年間の長期在外研究を行い、多くの知見を得るとともに海外の研究者との交流を行った。[1.1]

京都大学法学部・法学研究科 研究活動の状況

- 法学研究科に所属する教員 94 名（任期付きの特定助教を含む）のうち、別添資料 5203-i1-3「法学研究科教員年齢構成（特定助教含む）」のとおり、教授 2 名、准教授 15 名、特定助教 20 名が 40 才以下であり、若手教員（40 才以下）の比率が 40 パーセント（2019 年 4 月 1 日現在）を占め、適切な年齢構成となっている。

[1.1]

＜必須記載項目2 研究活動に関する施策／研究活動の質の向上＞

【基本的な記載事項】

- ・ 構成員への法令遵守や研究者倫理等に関する施策の状況が確認できる資料
(別添資料 5203-i2-1～10)
- ・ 研究活動を検証する組織、検証の方法が確認できる資料
(別添資料 5203-i2-11～12)
- ・ 博士の学位授与数（課程博士のみ）（入力データ集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 若手研究者の養成に寄与することを目的として、大学院を修了した者の中から、特定の研究課題についての研究に従事する任期付きの年俸制助教（特定助教）を毎年 10 名程度新規採用している。特定助教が行う教育及び研究科等の運営に関する業務は必要最小限度に抑え、若手研究者が自由に研究に専念できる環境を整えている。その結果、これまで採用された特定助教は、さらに研究を進展させて、退職後は、別添資料 5203-i2-13「法学研究科特定助教の退職後の異動先（2016～2019 年度）」のとおり京都大学及びその他大学（国外を含む）の教員等として各地で研究・教育活動に携わり、高等教育や研究に大いに寄与している。 [2.2]
- 優秀な若手教員を確保するために、本学の若手重点戦略定員事業を用いて、テニユア・トラック制を導入し（別添資料 5203-i2-14「法学系（大学院法学研究科）に配置される任期を定めて雇用する教員のテニユア・トラック制に関する内規」）、2019 年度に講師を 1 名採用したほか、2021 年度にさらに 1 ポストを充てる予定である。この講師ポストについては、教育及び研究科等の運営に関する業務を軽減し、研究に専念できる環境を整えている。 [2.2]
- 総長裁量経費等を用いて、博士論文の出版など、若手研究者による研究成果の公表を積極的に支援している。別添資料 5203-i2-15「出版助成採用者一覧」のとおり、2016～2019 年度において、18 件の書籍が助成を受けて出版されている。 [2.0]

<必須記載項目 3 論文・著書・特許・学会発表など>

【基本的な記載事項】

- ・ 研究活動状況に関する資料（社会科学系）
（別添資料 5203-i3-1）
- ・ 指標番号 41～42（データ分析集）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- 研究活動の水準の高さを示すものとして、2016 年度から 2019 年度にかけて、別添資料 5203-i3-2「法学部・法学研究科教員受賞一覧（2016～2019 年度）」のとおり、のべ 13 名が学会その他の賞を受賞した。

<必須記載項目 4 研究資金>

【基本的な記載事項】

- ・ 指標番号 25～40、43～46（データ分析集）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

（特になし）

<選択記載項目 B 国際的な連携による研究活動>

【基本的な記載事項】

（特になし）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- 国際化の進展に対応して、2016 年度にエネルギー憲章事務局（ベルギー）、2017 年度には台湾法官学院（台湾）、ハンブルク大学法学部（ドイツ）と部局間学術交流協定を新たに締結し、別添資料 5203-iB-1「法学研究科部局間学術交流協定締結状況（2019 年 5 月 1 日現在）」のとおり合計 11 機関と部局間学術交流協定を結んでいる。ハンブルク大学とは、既に大学間で交流協定が締結されているが、さらに緊密な協力関係を実現するために部局間学術交流協定を締結したものである。 [B. 2]
- 毎年ウィーン大学（オーストリア）と、交互に交流シンポジウムを開催しており、2016 年度、2018 年度にはウィーン大学で開催され、本学からは大学院生を含

京都大学法学部・法学研究科 研究活動の状況

め 10 名以上が参加した。2017 年度、2019 年度には京都大学において開催し、ウィーン大学から 10 名を超える研究者が来日し、活発な学術交流を行った。[B. 2]

- 延べ海外出張者数は、第 2 期中期目標期間においては年平均 78 名で、年間 100 名を上回る年はなかったが、2016 年度以降は毎年 100 名を超えており、国際的に活発な学術交流を行っている。[B. 2]
- 海外の大学に所属する外国人教員を、教養・共通教育集中講義担当教員として、2016、2017 年度、2019 年度に 1 名、2018 年度に 2 名招へいし、英語で行う授業を提供した。2018 年度に招へいした教員は、法学部の後期専門科目も担当した。これら外国人教員は、研究会等にも積極的に参加し、法学研究科教員と共同研究を行った。[B. 0]
- 教員 1 名が、日本とドイツ連邦共和国における文化および社会のよりよい相互理解に特別に貢献し、学問上すぐれた業績をあげている日本の研究者に授与されるフィリップ・フランツ・フォン・ジーボルト賞を 2018 年に受賞した。[B. 0]
- 毎年、海外からの研究者を積極的に受け入れている。2016 年度以降に受け入れた招へい外国人学者・外国人共同研究者は、2016 年度 23 名、2017 年度 15 名、2018 年度 17 名、2019 年度 16 名となっている。[B. 2]

<選択記載項目 C 研究成果の発信／研究資料等の共同利用>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- 官公庁や自治体の審議会・委員会等の委員等を務め、その高い学識を通じ立法や政策立案、各種紛争処理などの実務に大いに貢献している。具体的には、中央官庁では、内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、法務省、外務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、公正取引委員会、金融庁、文化庁、特許庁等、司法関係では、最高裁判所、京都地方裁判所、大阪地方裁判所等、地方自治体では、京都府、大阪府、滋賀県、京都市、大阪市等であって、その他種々の

京都大学法学部・法学研究科 研究活動の状況

独立行政法人や民間諸団体等からの委員会委員等の委嘱もあった。[C.0]

- 2017 年度に、120 年ぶりの民法の大改正が行われたが、複数の教員が法務省法制審議会委員として改正作業に関与し、これまでの研究成果を実際の社会施策に反映させることができた。

<選択記載項目D 学術コミュニティへの貢献>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 科学研究費補助金等により実施された多数の共同プロジェクトについて、各教員は研究代表者としてこれを主催し、または研究分担者としてこれに積極的に参加している。とくに、科学研究費補助金による本研究科の多数の教員をメンバーとする大型の共同研究として、2016 年度から基盤研究(A)「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」(研究代表者・高木光教授)が始まり、また、2016 年度終了の基盤研究(A)「財産権の現代化と財産法制の再編」(研究代表者・潮見佳男教授)に続き、2017 年度から基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者・潮見佳男教授)が始まった。この3件のプロジェクトでは、2016 年度以降総計 22 回の研究会やシンポジウムなどを開催し、国内外の研究者との交流を盛んに行っている。[D.1]
- 法学研究科・法学部の外郭団体である京都大学法学会では、毎月「法学論叢」を発行している。本誌は教員の論文を中心に、指導教授の推薦する大学院生の論文・資料等で構成される、法学・政治学に関して日本を代表する学術雑誌である。また、法学会では毎年春季・秋季、各2名の教員が会員・一般市民向けに学術講演会を実施している。[D.1]
- 高い専門的学識に基づいて、学会の役員などの学術的組織・機関の委員等を務めることも多い。2019 年 12 月 1 日現在、法学研究科教員のうち、のべ22 名が学会の役員を務めている。また、日本学術会議会員等を2名が務めるほか、日本学術振興会において審査委員、専門委員等を務めるものも多く、学術の発展に大きな貢献をしている。[D.1]

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

＜必須記載項目 1 研究業績＞

【基本的な記載事項】

- ・ 研究業績説明書

(当該学部・研究科等の目的に沿った研究業績の選定の判断基準)

法学研究科・法学部は、研究の自由と自主を基礎とする京都大学の基本理念を踏まえて、多様かつ独創的な基礎的・原理的研究を深め、併せて国内外の現実的課題に即応すべく先端的・応用的研究活動を推進すると共に、実務および社会の要請に対応した研究を積極的に展開するとする基本目標を定めている。したがって、選定にあたっては、法学と政治学領域において、理論的整合性と高い独創性とを共に備えた研究であることを前提とし、その中から、スケールの大きな基礎的、原理的研究、積極的に学問領域を横断し新たな研究分野を開拓する研究、国際的に高い評価を得ている研究、実務上の高度な有益性を備える研究、最先端の研究成果について学問的水準を保ちつつ市民にわかりやすく説明する業績を選定した。

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 学術賞を受賞したり、各分野の学会誌において優れた業績として評価されたりするなど、卓越した水準の学術的意義が認められる研究成果がある。〔業績番号 1・3・8・11・12・13・14・17・18 など〕
- 外国語により単著を出版したり、定評ある国際雑誌や外国の記念論文集に掲載されたりするなどして、国際的な発信を行い、高く評価された卓越した水準の学術的意義が認められる研究成果がある。〔業績番号 2・6・9・15・16 など〕
- これまでの優れた理論的研究の成果を踏まえて、各法分野の体系的な考察を行い、立法や裁判などの法運用に対して強い影響を与える卓越した水準の実務的意義が認められる研究成果がある。〔業績番号 1・3・14 など〕
- これまでの優れた理論的研究の成果を踏まえて、各分野の最先端の問題状況を明晰かつ平易に解説することで、社会・経済・文化の発展に貢献する卓越した水準の研究成果がある〔業績番号 10 など〕

【参考】データ分析集 指標一覧

区分	指標 番号	データ・指標	指標の計算式
5. 競争的外部 資金データ	25	本務教員あたりの科研費申請件数 (新規)	申請件数(新規)／本務教員数
	26	本務教員あたりの科研費採択内定件数	内定件数(新規)／本務教員数 内定件数(新規・継続)／本務教員数
	27	科研費採択内定率(新規)	内定件数(新規)／申請件数(新規)
	28	本務教員あたりの科研費内定金額	内定金額／本務教員数 内定金額(間接経費含む)／本務教員数
	29	本務教員あたりの競争的資金採択件数	競争的資金採択件数／本務教員数
	30	本務教員あたりの競争的資金受入金額	競争的資金受入金額／本務教員数
6. その他外部 資金・特許 データ	31	本務教員あたりの共同研究受入件数	共同研究受入件数／本務教員数
	32	本務教員あたりの共同研究受入件数 (国内・外国企業からのみ)	共同研究受入件数(国内・外国企業からのみ)／ 本務教員数
	33	本務教員あたりの共同研究受入金額	共同研究受入金額／本務教員数
	34	本務教員あたりの共同研究受入金額 (国内・外国企業からのみ)	共同研究受入金額(国内・外国企業からのみ)／ 本務教員数
	35	本務教員あたりの受託研究受入件数	受託研究受入件数／本務教員数
	36	本務教員あたりの受託研究受入件数 (国内・外国企業からのみ)	受託研究受入件数(国内・外国企業からのみ)／ 本務教員数
	37	本務教員あたりの受託研究受入金額	受託研究受入金額／本務教員数
	38	本務教員あたりの受託研究受入金額 (国内・外国企業からのみ)	受託研究受入金額(国内・外国企業からのみ)／ 本務教員数
	39	本務教員あたりの寄附金受入件数	寄附金受入件数／本務教員数
	40	本務教員あたりの寄附金受入金額	寄附金受入金額／本務教員数
	41	本務教員あたりの特許出願数	特許出願数／本務教員数
	42	本務教員あたりの特許取得数	特許取得数／本務教員数
	43	本務教員あたりのライセンス契約数	ライセンス契約数／本務教員数
	44	本務教員あたりのライセンス収入額	ライセンス収入額／本務教員数
	45	本務教員あたりの外部研究資金の金額	(科研費の内定金額(間接経費含む)＋共同研 究受入金額＋受託研究受入金額＋寄附金受入 金額)の合計／本務教員数
	46	本務教員あたりの民間研究資金の金額	(共同研究受入金額(国内・外国企業からのみ) ＋受託研究受入金額(国内・外国企業からのみ) ＋寄附金受入金額)の合計／本務教員数